



基本計画

いのち輝き 絆ひろがる あいのまち	第1章 未来を担う人と文化を育むまち	第1節 輝く子どもを育むま
		第2節 誰もが楽しく学べる
	第2章 安心して暮らせる、強くしなやかなまち	第1節 安全で安心なまちづ
		第1節 互いに支え合う福祉
	第3章 健やかな暮らしを守り支え合うまち	第2節 障害のある人が安心
		第3節 子育てしやすいまち
		第4節 健康に暮らせるまち
		第5節 高齢者がいきいきと
		第1節 安定した市民生活が
	第4章 心地よい生活環境が保たれたまち	第2節 活気のあるまちづく
第3節 環境にやさしいまち		
第1節 快適に暮らせるまち		
第5章 暮らしを支える都市機能の整ったまち	第2節 地域生産力の向上を	
	第1節 安定した持続可能な	
第6章 まちづくりを進める土台を強化する	第1節 安定した持続可能な	

ちづくり	基本施策 1-1-1 学びの環境の充実
	基本施策 1-1-2 知・徳・体の調和のとれた人材の育成
まちづくり	基本施策 1-2-1 社会教育環境の充実
くり	基本施策 2-1-1 安心して暮らせるまちづくりの推進
	基本施策 2-1-2 防災力の強化
のまちづくり	基本施策 3-1-1 地域福祉活動の充実
して暮らせるまちづくり	基本施策 3-2-1 地域生活支援の充実
づくり	基本施策 3-3-1 子育て環境の充実
	基本施策 3-3-2 子どもの健やかな発育の支援
づくり	基本施策 3-4-1 地域医療の充実
	基本施策 3-4-2 健康づくりと予防対策の推進
暮せるまちづくり	基本施策 3-5-1 日常生活支援の充実
	基本施策 3-5-2 地域包括ケアの推進
送れるまちづくり	基本施策 4-1-1 安定した社会保障制度の推進
り	基本施策 4-2-1 安心して生活できる環境の整備
	基本施策 4-2-2 市民の協働によるまちづくりの推進
	基本施策 4-2-3 まちのにぎわいの創出
	基本施策 4-2-4 地域資源を活かした観光の振興
づくり	基本施策 4-3-1 豊かな自然環境の保全
	基本施策 4-3-2 環境衛生の保持
づくり	基本施策 5-1-1 快適な都市機能の維持
	基本施策 5-1-2 安心な住環境の保全
	基本施策 5-1-3 港湾と河川の保全
目指すまちづくり	基本施策 5-2-1 農林水産業の持続的発展
行政経営	基本施策 6-1-1 定住の促進と関係人口の拡大
	基本施策 6-1-2 社会の変化に対応する組織と体制の充実
	基本施策 6-1-3 安定した行政経営基盤の確立

第1章

第1節 輝く子どもを育むまちづくり



基本施策1-1-1 学びの環境の充実

現状と課題

教育環境の充実のためには、安全で安心して学ぶことができる教育環境の整備はもちろん、機能面で時代の要請に合ったものにすることが必要です。

しかしながら、多くの施設の老朽化が進んでいること、また、子どもの地域偏在に対応した教育環境を整えることが課題となってきます。

そのためには、学校施設などの適正配置とともに、施設の計画的な維持管理及び機能面の整備が必要です。

また、近年、女性の社会進出の進展により、家庭を取り巻く社会状況が変化しており、放課後や休日の子どもの居場所づくりが重要となっています。共働き家庭など、保護者が安心して働けるよう、加えて、子どもたちが放課後、安全に過ごせるよう、家庭、学校、地域などが一層連携を深め、社会全体が一体となって子どもたちを守り育てる環境づくりが重要です。

基本方針

子どもが安心して学べる環境をつくるため、小・中学校の適正配置の検討、計画的な施設の修繕などを行うとともに、誰もが等しく学べる機会を確保するため、就学が困難な子どもたちに支援を行います。

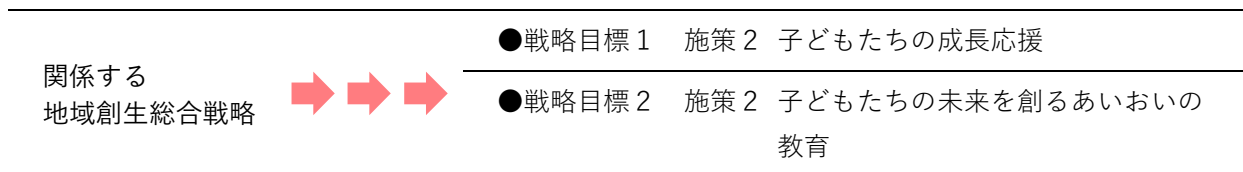
保護者が安心して働きながら、子育てと仕事の両立が図れるよう、放課後保育サービスの充実を図ります。また、「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識を醸成するとともに、子育て家庭の支援や子どもの安全確保に地域全体で取り組むなど、地域ぐるみで見守る体制づくりを支援します。

めざそう値

項目	令和2 (現状)	めざそう値	
		令和7	令和12
学びの環境が充実していると思う人の割合	47.4%	51%	55%

取り組み事項	内容	主な事業
①学校教育施設を整備する	学校教育施設の計画的な修繕を行い、適切な維持管理に努めます。 また、学校などの適正規模と適正配置について検討を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校施設整備事業 ・中学校施設整備事業 ・幼稚園施設整備事業
②教育の機会均等を確保する	誰もが等しく学べる機会を確保するため、経済的に困窮している世帯の児童・生徒などに対して、就学援助などを行います。また、意欲と能力があるにも関わらず、経済的理由により高等学校などで就学が困難な学生に学資の援助を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護・準要保護児童生徒就学援助事業 ・奨学金事業 ・特別支援教育就学奨励事業 ・通学費補助事業
③子どもの育成環境の充実を図る	子どもの放課後対策として、安全で健やかな居場所づくりを推進するとともに、勉強、スポーツ・文化活動及び地域住民との交流活動の充実を図ります。 また、家庭、学校及び地域が相互に連携して、学校の教育活動や学校の環境整備などを支援することで、地域の教育力の向上を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童保育事業 ・相生っ子学び塾事業 ・放課後子ども教室推進事業 ・青少年育成事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	教育振興基本計画	平成23～令和3
	小中学校適正配置計画	平成22～



第1章

第1節 輝く子どもを育むまちづくり

基本施策1-1-2 知・徳・体の調和のとれた人材の育成



現状と課題

グローバル化の進展により、これまで以上に人、もの、金及び情報が国境を越えて飛び交う時代になっています。また、ICT、AIなどの情報技術の急速な発達が加わり、変化の予測が難しい時代を迎えています。

そのような時代を生き抜いていくために求められる資質・能力を身につけ、学ぶ意欲にあふれ、夢や希望を抱き、実現に向かって努力する人材を育てていく必要があります。

基本方針

子どもたちが将来社会に出た時に、一人ひとりが生き抜ける力、幸せになれる力を養うために、活力ある教育環境の中で夢や志を抱き、知・徳・体のバランスのとれた、こころ豊かにたくましく育つ子どもの育成を図ります。

そのため、学ぶ意欲を大切に、自ら学び、考え、活用できる人材を育成するため、質の高い教育を目指します。

めざそう値

項目	令和2 (現状)	めざそう値	
		令和7	令和12
知・徳・体バランスのとれた子どもが育成されていると思う人の割合	43.7%	47%	52%

取り組み事項	内容	主な事業
①「確かな学力」を育成する	客観的な学力の分析を基にして基礎基本の定着を確実にいき、教育活動全体で読書活動をはじめ言語活動の充実のための取り組みを推進するとともに、特別支援教育の取り組みを進めます。 また、外国人英語指導助手と連携した英語学習の充実やICT端末を活用したプログラミング学習を行うなど情報教育の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐんぐん学力アップ事業 ・英語教育推進事業
②「豊かな心」を育成する	自然学校、トライやる・ウィークなどの体験学習を通じて心豊かな子どもを育てるとともに、道徳教育・人権教育充実の取り組みを推進します。 また、総合的な学習の時間などで、地域人材を活かした幅広い体験学習を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・心豊かな体験活動推進事業 ・小学校体験活動事業 ・人権教育事業
③「健やかな体」を育成する	健康診断、体力・運動能力調査などの結果に基づき、自ら意欲的に運動し、健康な体づくりに取り組む子どもを育てます。 また、幼・小・中学校で給食を充実し、食育の推進を図り、望ましい食生活や食文化に対する意識を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動運営事業 ・学校体育振興事業 ・学校給食運営事業
④学びを支える体制の充実を図る	分かる授業や子ども一人ひとりの持ち味を活かす教育を推進するため、体系的かつ継続的な教員研修を実施し、教職員の資質と実践的指導力の向上を図ります。 また、幼・小・中学校、家庭及び地域、それぞれのつながりを活かした小中一貫教育を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育推進事業 ・教育研究所運営事業 ・青少年健全育成活動事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	教育振興基本計画	令和3～令和12
	小中一貫教育基本計画	平成27～
	第4次子ども読書活動推進計画	令和2～令和7

関係する
地域創生総合戦略



●戦略目標2 施策2 子どもたちの未来を創るあいおいの教育



基本施策1-2-1 社会教育環境の充実

現状と課題

市民の生活スタイルの多様化に伴い、市民の学習ニーズは多様化しています。市民一人ひとりが自主的・自発的に学習活動を行い、心豊かで充実した生活を送っていくためには、ライフステージに応じた学習機会の一層の充実と多様な文化芸術及び郷土の歴史文化に触れる機会が必要です。

また、市民のスポーツ活動に関するニーズも多様化しています。市民一人ひとりが年齢や体力に応じて、いつでも気軽にスポーツを楽しむための環境づくりなど、きめ細やかな対応が必要です。

基本方針

文化会館を中心に既存の施設を効果的に活用しながら、市民が文化芸術に触れる機会や文化活動に参加し個性・創造性を伸ばせる機会を提供します。また、市内にある貴重な文化財を後世に引き継いでいくため、その保存と活用に努めます。

生涯学習の場の整備や学習内容の充実を図り、ライフステージに応じた学習プログラムを提供します。また、学習の成果が発揮できるよう、生涯にわたり自らを高めることができる環境づくりに努めます。

スポーツ施設を活用し、誰もがライフステージに合わせてスポーツを生活に取り入れ、健康で文化的な生活が送れるようスポーツ活動の推進を図ります。

めざそう値

項目	令和2 (現状)	めざそう値	
		令和7	令和12
社会教育環境が充実していると思う人の割合	39.4%	43%	47%

取り組み事項	内容	主な事業
①文化芸術の振興を図る	<p>文化会館で多様なイベントを開催し、市民に文化芸術に触れる機会を提供します。また、市民の自主的な文化芸術活動を支援するとともに、文化団体及び市民グループの育成を図ります。</p> <p>さらに、文化財を適切に保存及び活用するとともに、市民が郷土の歴史に関心を持ち、郷土愛を育むことのできる環境づくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化振興事業 ・文化振興補助金事業 ・文化会館管理運営事業 ・文化財事業
②人権啓発活動を推進する	<p>市民人権学習、人権の集いの実施、啓発紙「ひとみ」の発行など、市民一人ひとりが人権意識を高め、人権問題に対する正しい理解と認識を深める取り組みの充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発事業
③生涯学習環境をつくる	<p>市民が生涯にわたって学習が行えるようライフステージに応じた学習内容を提供します。</p> <p>また、市民が安心して学ぶことのできるよう、生涯学習施設の適切な修繕などを行うことにより、施設の長寿命化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館管理事業 ・多目的研修センター管理事業 ・図書館運営管理事業 ・高齢者教育事業
④スポーツ活動の支援・充実を図る	<p>スポーツ施設について、施設の計画的な整備改修と管理運営に努めます。</p> <p>誰もがライフステージに合わせてスポーツを楽しむよう、スポーツ教室や大会などイベントを実施します。また、体育協会や地域スポーツクラブなどの活動を支援します。</p> <p>市民自らが主人公としてスポーツ活動を推進していくため、地域スポーツの担い手・リーダーの発掘と育成に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民体育館管理運営事業 ・温水プール・市民プール管理運営事業 ・市民グラウンド管理運営事業 ・レクリエーションスポーツ振興事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	教育振興基本計画	令和3～令和12
	人権施策協働推進ガイドライン	令和元～令和10

関係する
地域創生総合戦略



●戦略目標4 施策2 健康長寿なまちづくり